

消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定について

近年の様々な災害に鑑み、インフラの戦略的な維持管理・更新等の取組を進め、消防力の維持・向上を図るとともに住民の安全・安心を確保することが必要不可欠であることから、消防庁は、消防分野における公共施設等総合管理計画と、個別施設計画の策定を要請しており、消防本部における早急な取組が必要。

インフラ長寿命化基本計画【国】

地方公共団体は、行動計画を策定するとともに、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を定めることとされる。（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）

消防分野に関して…

公共施設等総合管理計画 【市町村、消防組合】

個別施設計画

○ 消防本部

A 消防署

B 出張所

C 消防団詰所

- インフラの管理者はあらゆるインフラを対象に、平成28年度末までに、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的取組の方向性を明らかにする**公共施設等総合管理計画**を策定することとされている。

※「公共施設等総合管理計画」= インフラ長寿命化計画における「行動計画」

- ・単独消防
→ 市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載
- ・消防組合（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合）
→ 消防組合で公共施設等総合管理計画を作成
又は 構成市町村の公共施設等総合管理計画に消防部門を記載

- しながら、消防組合のうち、策定済み又は平成29年度末までに策定予定である団体は、全体の約6割。
→ 消防組合の取組は極めて遅れている状況。

※ 市区町村は平成28年度末で1,714団体(1,721団体中)策定済み

- 総合管理計画を策定後、平成32年度までのできるだけ早い時期に個別施設計画を策定する必要がある。